

経済団体からの「コロナ感染症対応としての規制・制度の見直し要望」への対応についての再検討依頼（行政手続に関するもの）に対する回答

（注）6月4日までに提出のあった各府省の回答を記載しております。また、振り振りが「全府省」となっている要望事項については、各府省庁の所管手続についての回答を記載しております。

団体名	No	要望事項（タイトル）	担当府庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の 重要申請 の撤廃、個別手続の電子化関係 ：オンライン化を行う。 ：eメール（PDF等で添付）による提出を認める。 ：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ：その他（簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	各種行政手続等の 押印廃止 の撤廃関係 ：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他（簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	1. 緊急的な対応の可否 再検討後の回答
日商	19	自治体手続きの標準化（国による統一の書式・様式の作成と普及促進）	全府省		1	書面・押印	【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。 【農水省】 ・ ・ ・ 令和2年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請等については事業毎に統一の様式を示しているところ、電子メールでの申請が可能であること（原本は事後に郵送）について周知することとする 【総務省】 「自治体手続きの標準化」については、手続によって対応が異なりますので、担当課室にご確認いただきますようお願いいたします。 なお、地方税については、法人住民税や法人事業税などの法人の申告税目等については、既にeTAXを用いて、全国統一フォーマットにより電子申告等が可能となっており、更なるeTAXでの対象手続の拡大については、費用対効果や地方団体の意向等を踏まえ、検討してまいります。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応	【農水省】f-h 【総務省】 (オンライン化対応している手続について) (1) a bxcxdx 既にeTAXを用いて電子申告が可能となっている手続については、各地方団体に対し周知を依頼している。また、申告、納付期限については、各地方団体に対し柔軟な対応を依頼している。 (オンライン化対応していない手続について) (2) fxg hx 申告、納付期限については、各地方団体に対し柔軟な対応を依頼している。 【消費者庁】(2)i(各法令所管省庁の解釈に準じて対応)	【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。 【農水省】 ・ ・ ・ 令和2年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請、実績報告等において押印に代わって自署でも可であることを周知することとする 【総務省】 同左	【宮内庁】axbc dx 押印がなくても書面が受け付けることが可能か検討し、適宜対応する。 【農水省】a 令和2年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請、実績報告等について、代表者から契約締結に係る代理権を与えられた使用人による署名でも受け付ける旨を周知することとする。
日商	20	自治体の行政手続（パスポート、住民票、印鑑証明、戸籍、転出入など）のオンライン化・デジタル化推進	全府省		2	書面・押印	【農水省】 ・ ・ ・ 令和2年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請等について電子メールでの申請が可能であること（原本は事後に郵送）について周知することとする 【総務省】 地方税については、令和元年10月から地方税共通納税システムが稼働したeTAXにおいて、法人向けの税目の電子申告及び電子納税が可能となっており、すべての地方団体に対する申告から納税までの一連の手続を、一度に複数団体へまとめて電子的に実施可能となっている。 今後も、eTAXを活用した地方税の電子化の推進について積極的に検討してまいります。 【消費者庁：認定・更新の申請等】 添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 【外務省：パスポート】 2022年度中に旅券の電子申請の導入、2024年度に戸籍謄抄本の添付省略をすべく準備しているが、システム開発には一定の時間を要するため緊急な対応は困難。 【警察庁】 申請期限が切迫しているなどの緊急の場合には、申請受理後、当該期限後に必要書類の提出を追加で求めるなどの対応は可能な手続もある。 各都道府県公安委員会等における電子情報処理組織の整備等の状況を踏まえて検討する必要がある。	【農水省】f-h 【消費者庁：認定・更新の申請等】 (2)f g hx 文書をPDF等によって添付する形でeメール等による書類提出を認める。 また提出書類のうち、官公署での取得が必要な書類（住民票等）などテレワーク環境下で直ちに提出が困難な書類については、当該書類の後日提出を認める。 【外務省：パスポート】(2)f ,g,hx 新型コロナウイルス感染症のパンデミックを受け現地政府による外出制限等により在外公館への出頭が困難なために旅券の有効期間満了前に切替申請ができなかった申請者については、新たなパスポートの発給申請の際に必要な戸籍謄抄本の添付省略を認めるための省令改正の手続きを進めており、6月中の公布・施行を目指しているを検討中。 【警察庁】(2)f g hx 添付書類のうち、直ちに提出が困難なものについて後日送付を認めるほか、申請期限が切迫した場合等の緊急の場合には、申請受理後、当該期限後に必要な書類の提出を追加で求めるなど柔軟な対応が可能である。 i(全国警察で各種手続のオンライン化を可能とする方策（システム整備等）について検討を開始した。	【農水省】 ・ ・ ・ 令和2年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請、実績報告等において押印に代わって自署でも可であることを周知することとする 【総務省】 同左 【外務省：パスポート】 旅券事務に押印が必要な手続はない。	【農水省】a 令和2年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請、実績報告等について、代表者から契約締結に係る代理権を与えられた使用人による署名でも受け付ける旨を周知することとする。 【外務省：パスポート】(1)a-fx 旅券事務に押印が必要な手続はない。
日商	21	事業者向けのオンライン手続の推進（社会保険手続に導入したID・パスワード方式の原則化、GビズID（法人共通認証基盤）の活用）	全府省		3	書面・押印	【公取】 可能な範囲でeメールによる提出を認める 【農水省】 ・ ・ ・ ・令和2年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請等について電子メールでの申請が可能であること（原本は事後に郵送）について周知することとする。 ・原本を確認する必要がある場合、個別の事情を踏まえて対応することとする 【消費者庁】 「事業者向けのオンライン手続の推進」については、手続によって対応が異なりますので、担当課室にご確認いただきますようお願いいたします。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【債権委】 デジタル・ガバナメント実行計画（2019年12月20日改定（閣議決定））に基づき、費用対効果の精査を十分に行った結果、オンライン化を見送った手続であるため。 【金融庁】 所管法令に基づく、事業者と行政機関等との間の行政手続のオンライン化については、当庁所管のデジタル行政推進法施行規則により法令上は対応済み。その上で、eメールでの提出、添付書類の省略、事後送付等の書類の簡素化を検討 【経産省】 【警察庁】 各都道府県公安委員会等における電子情報処理組織の整備等の状況を踏まえて検討する必要がある。 【厚労省】 個別の要望があれば検討することとした。	【農水省】a-d (f-h) 【消費者庁】(2)i(各法令所管省庁の解釈に準じて対応) 【債権委】i(手続の件数が少ないため、具体的なご要望があれば検討する) 【金融庁】a ,f ,g ,h 既にオンライン化されている手続については更なる周知を進め、オンライン化されていない手続については、eメールを含むオンラインによる受付を認める。その際、提出期限については柔軟に対応する。また、予めeメールアドレスを把握している金融機関に対しては、原則、eメールで送付する。但し、一部の原本が必要な添付書類については、後日郵送して貰うなどの措置を講じる。 【警察庁】(2)fx i(全国警察で各種手続のオンライン化を可能とする方策（システム整備等）について検討を開始した。 【外務省】a e:該当なし f: (一部行政手続きのみ) g: (一部行政手続きのみ) h: x i: 上記O以外の一部行政手続きについては個別の具体的な要望があれば検討することとした。	【公取】 可能な範囲で押印を求めないこととする 【農水省】 ・ ・ ・ 令和2年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請等について電子メールでの申請を可能とし、事後に押印又は自署のある申請書の原本を郵送してもらい、本人確認を行うこととする。 ・押印以外の方法により本人確認を行うことに支障がある場合、個別の事情を踏まえて対応することとする 【総務省】 同左 【債権委】 手続の件数が少ないため、具体的なご要望があれば検討する。 【金融庁】 法令に根拠があるものについては、後日、押印を付した書類の郵送での提出を求め。 【経産省】 【厚労省】 個別の要望があれば検討することとした。	【農水省】a-d 令和2年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請、実績報告等について、代表者から契約締結に係る代理権を与えられた使用人による署名でも受け付ける旨を周知することとする。 【債権委】e(手続の件数が少ないため、具体的なご要望があれば検討する) 【金融庁】a-d 法令の条文で明示的に押印が求められるもの以外のもの(様式に「印」があるものを含む)については、原則として押印を廃止する又は求めないこととする。 また、法令で明示的に押印が求められているものについても、合理的理由があるか検討し、一部の手続については押印が無くても書面を受け付けるものとする。 但し、認可・登録手続等、一部の重要性の高い手続については、後日押印の原本を郵送して貰うなどの代替措置を講じる。 【外務省】a:x,b:c,c:d,x:e-f- 押印による真正性確保等の観点から不可。個別の具体的な要望があれば検討することとした。
日商	26	補助金の申請・報告・請求等における電子契約（電子署名）の利用	全府省		4	書面・押印	【防衛省】 f g h 【農水省】f-h 【国交省】a 一部補助金については、Jグランツを利用した電子申請が可能となっており、その旨の周知を実施する。その他補助金については、個別の要望に応じて検討することとした。 【消費者庁】(2)i(各法令所管省庁の解釈に準じて対応) 【外務省】(2)f g h メール（PDF等で添付）による提出を認め、直ちに提出が困難なものは後日送付を認める。 【環境省】(2)f g h 【金融庁】(2)H,O,g ,hO eメール（PDF添付）による提出を認める。添付書類のうち、直ちに提出が困難なものについては、後日送付を認める。（請求書は、会計年度未まで支払完了することが前提） 【経産省】(1)a bxc d(f-h) 令和元年12月より一部補助金において補助金申請システム（Jグランツ1.0）の運用を開始。中小企業団体等を通じて同システムについて周知を図っている。 Jグランツ1.0では一度入力した情報の一部について補助金の申請時に自動転記されるといった入力支援機能を有しており、手続負担の軽減を図っている。 オンライン手続が提供されていない手続と同様の緊急対応を行うものとする。 (2)f g x eメールによる手続きをすすめるながら後日正式な書類を郵送等による提出してもらうことにより対応する。また、提出期限については柔軟に対応する。	【防衛省】 又は 対応を検討 【農水省】 ・ ・ ・ 一部補助金については、Jグランツを利用した電子申請が可能となっており、その旨の周知を実施する。その他補助金については、個別の要望に応じて検討することとした。 【消費者庁】e(各法令所管省庁の解釈に準じて対応) 【国交省】 国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【外務省】 法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一の運用のために、全府省統一の対応が必要 【環境省】（緊急事態宣言期間中は、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。） 【金融庁】aO, b-d該当なし 押印が無くとも書面の提出を受け付けるほか、押印のされた文書をPDFで添付したeメールによる提出を認める。 【経産省】aO, bx, cx, dx 事業者自身から正式に発出されている文書であるという真正性（適法性）が確認できる場合は、押印なしでの提出でも可。 令和元年12月より一部補助金において補助金申請システム（Jグランツ1.0）の運用を開始。中小企業団体等を通じて同システムについて周知を図っている。また、同システムへのログイン（認証機能）についてはGビズIDを活用し、押印を求めないこととしている（GビズIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービス）。	【防衛省】aO,b,c,d-(該当なし) 【農水省】a 令和2年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請、実績報告等について、代表者から契約締結に係る代理権を与えられた使用人による署名でも受け付ける旨を周知することとする。 【国交省】a-d 一部補助金については、Jグランツを利用した電子申請が可能となっており、その旨の周知を実施する。その他補助金については、個別の要望に応じて検討することとした。 【消費者庁】e(各法令所管省庁の解釈に準じて対応) 【外務省】(1)b 法令の条文で押印が求められることが規程されていないものは、押印がなくても書面を受け付けることとする。 【環境省】a b c d fx （緊急事態宣言期間後も、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。） 【金融庁】aO, b-d該当なし 押印が無くとも書面の提出を受け付けるほか、押印のされた文書をPDFで添付したeメールによる提出を認める。 【経産省】aO, bx, cx, dx 事業者自身から正式に発出されている文書であるという真正性（適法性）が確認できる場合は、押印なしでの提出でも可。 令和元年12月より一部補助金において補助金申請システム（Jグランツ1.0）の運用を開始。中小企業団体等を通じて同システムについて周知を図っている。また、同システムへのログイン（認証機能）についてはGビズIDを活用し、押印を求めないこととしている（GビズIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービス）。	
日商	7	飲食店によるインターネットを通じたチケット販売等における資金決済法に基づく保証金の供託不要期間（6カ月）の延長	金融庁		1	その他	飲食店支援のための手続き等の見直し			

団体名	No	要望事項（タイトル）	個人・法人に対して 対面での対応 （持参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 ：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ：ネットでの講習の提供などで対応する。 ：電話や郵送によって対応する。 ：その他（簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	その他	再検討後 その他
日商	19	自治体手続きの標準化（国による統一の書式・様式の作成と普及促進）			【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することしたい。	【環境省】要望の趣旨に照らし、環境省だけでは不十分であることから、政府全体での対応を踏まえ、必要な措置を講じる。 【文科省】変更なし
日商	20	自治体の行政手続（パスポート、住民票、印鑑証明、戸籍、転出入など）のオンライン化・デジタル化推進		【総務省】 <住民票>c 住民票の写しの交付請求は、オンラインで行うことが可能である。 <印鑑証明>c 印鑑登録証明書の交付請求は、オンラインで行うことが可能である。 <転出届>c マイナンバーカードの交付を受けている者による転出届は、オンラインで行うことが可能である。 <転入届>d 転入届については、これが受理されることで、届出先市町村の住民票に記載され、当該住民票の情報をもとに選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなるものであることから、届出者の実在性・本人性を厳格に対面で確認することが不可欠である。 また、マイナンバーカード及びこれに記録される電子証明書は、この様な厳格な審査を経て調製される住民票を基礎としており、それを信用の基（トラスタアンカー）とすることで、他の様々な手続のオンライン化を可能とする基盤となっているところであり、こうした観点からも、転入届については、窓口において対面で実施することが必要不可欠である。	【消費者庁】住民票については、事後送付を認める。 【環境省】これまでに整備済みのオンラインシステムについて、環境省ネットワークシステムの中で適切に管理を行い手続きが滞らないようにしている。また、事業者からのオンライン打合せ等に対応できるよう、従来より採用しているシスコ社のWebexによるWeb会議システムを追加配備したほか、その他のWeb会議サービスにも対応できるよう設備を整えて対応可能とし、本事態下において、事業者とのデジタルコミュニケーションの強化に努めている。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することしたい。	【環境省】これまでに整備済みのオンラインシステムについて、環境省ネットワークシステムの中で適切に管理を行い手続きが滞らないようにしている。また、事業者からのデジタルコミュニケーションの強化に努めている。 【文科省】変更なし
日商	21	事業者向けのオンライン手続の推進（社会保険手続に導入したID・パスワード方式の原則化、GビズID（法人共通認証基盤）の活用）	【金融庁】 オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する、または ネットでの講習の提供などで対応する。	【金融庁】a-c 法令であるか慣行であるかに関わらず、原則オンラインで対応することとする。	【環境省】これまでに整備済みのオンラインシステムについて、環境省ネットワークシステムの中で適切に管理を行い手続きが滞らないようにしている。また、事業者からのオンライン打合せ等に対応できるよう、従来より採用しているシスコ社のWebexによるWeb会議システムを追加配備したほか、その他のWeb会議サービスにも対応できるよう設備を整えて対応可能とし、本事態下において、事業者とのデジタルコミュニケーションの強化に努めている。 【経産省】GビズID（法人共通認証基盤）を使用したいというシステムがあれば、GビズIDの運用体制も考慮しつつ連携を検討する。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することしたい。	【環境省】これまでに整備済みのオンラインシステムについて、環境省ネットワークシステムの中で適切に管理を行い手続きが滞らないようにしている。また、事業者とのデジタルコミュニケーションの強化に努めている。 【経産省】GビズID（法人共通認証基盤）を使用したいというシステムがあれば、GビズIDの運用体制も考慮しつつ連携を検討する。 【文科省】変更なし
日商	26	補助金の申請・報告・請求等における電子契約（電子署名）の利用	【経産省】		【環境省】 （書面原則について） 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 （押印原則について） 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【経産省】令和元年12月より一部補助金において補助金申請システム（Jグランツ1.0）の運用を開始し、同システムの活用により書面申請、押印、対面対応の撤廃を目指す。 また、Jグランツ1.0に対応していない補助金や対応できない事業者については、eメールによる提出を受け付け、後日正式な書類を郵送等により提出してもらい対応。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することしたい。	【環境省】 （書面原則について） 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 （押印原則について） 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文科省】変更なし
日商	7	飲食店によるインターネットを通じたチケット販売等における資金決済法に基づく保証金の供託不要期間（6カ月）の延長			資金決済法では、発行の日から6ヶ月内に限り使用できるものは適用除外であるところ、例えば、緊急事態宣言を受けて、店舗を閉鎖せざるを得ない場合などであれば、その店舗閉鎖期間など、実質的に前払式支払手段が使用できない期間につき、6ヶ月の期間に含めないといった扱いをすることも立法趣旨には反しないと考えられる。当該6ヶ月の期間に係る扱いについては、現下の状況も踏まえ、個別事業に応じて柔軟な対応を検討したいと考えているため、速速なく金融庁又は所管の財務（支）局まで相談いただきたい。（自家型前払式支払手段は基準日に1000万円以上の未使用残高がない場合は資金決済法の適用除外。）	e○ 資金決済法では、発行の日から6ヶ月内に限り使用できるものは適用除外であるところ、例えば、緊急事態宣言を受けて、店舗を閉鎖せざるを得ない場合などであれば、その店舗閉鎖期間など、実質的に前払式支払手段が使用できない期間につき、6ヶ月の期間に含めないといった扱いをすることも立法趣旨には反しないと考えられる。当該6ヶ月の期間に係る扱いについては、現下の状況も踏まえ、個別事業に応じて柔軟な対応を検討したいと考えているため、速速なく金融庁又は所管の財務（支）局まで相談いただきたい。（自家型前払式支払手段は基準日に1000万円以上の未使用残高がない場合は資金決済法の適用除外。）

							1. 緊急的な対応の可否			
団体名	No	要望事項 (タイトル)	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 : オンライン化を行う。 : eメール (PDF等で添付) による提出を認める。 : 添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 : その他 (簡潔にご記入ください。) : 対応困難 (その理由及び代替手段をご記入ください。)	再検討後の回答	各種行政手続等の押印廃止の撤廃関係 : 法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 : 法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 : その他 (簡潔にご記入ください。) : 対応困難 (その理由及び代替手段をご記入ください。)	再検討後の回答
日商	2	セーフティネット保証の認定申請の緩和 ・民間金融機関及び専門家の活用による申請の円滑化、オンライン化	経済産業省		1	書面・押印	本年5月1日より開始した新制度において、金融機関によるワンストップ手続を推進している。 また、一部の市区町村ではオンライン申請に向けた動きもみられるところであり、この動きが他の市区町村にも波及することが期待される。		本年5月1日より、申請者の押印については、自署する場合や法人の実在性、申込意思、書類の真正性が別の手段により確認できる場合にあっては、一律に押印を求めないこととしている。	
日商	3	セーフティネット保証の認定申請の緩和 ・提出書類の簡素化 (法人番号の活用等による履歴事項全部証明書、納税証明書の省略化)	経済産業省		2	書面・押印	市区町村には法人 (個人) の実在が確認できる書面及び売上高等が確認できる書面以外の添付書面は徴求しないよう要請。 法人の実在が確認できる資料の一つとして、履歴事項全部証明書又は履歴事項現在証明書を求めている (写しでも可。なお、他に代替できるものがあれば必ずしも履歴事項全部証明書でなくとも良い運用としている)。納税証明書は原則として求めていない。		本年5月1日より、申請者の押印については、自署する場合や法人の実在性、申込意思、書類の真正性が別の手段により確認できる場合にあっては、一律に押印を求めないこととしている。	
日商	15	中小企業支援等 ・専門家派遣の運用改善、専門家によるオンライン窓口相談の推進	経済産業省		4	その他				
日商	16	中小企業支援等 ・高工会議所のオンライン経営指導の制度化 (都道府県の補助金要綱への明記)	経済産業省		5	その他				
日商	17	特定原産地証明書のオンライン発給の早期実現	経済産業省		6	書面・押印	特定原産地証明書の申請手続については、すでに専用のシステムでの運用を実施済み。	申請手続は、全てオンラインで行われています (利用率100%)。	押印は求めていない。	押印は求めていません。
日商	22	中小企業の特許料金の一律半減制度における一括申請の導入	経済産業省		7	その他				
日商	24	「中小企業倒産防止共済 (経営セーフティ共済)」申込書における郵送やオンライン申請の許可 (日商補足) 「経営セーフティ共済」申込書における郵送や電子申請の許可 概況法: 中小企業倒産防止共済法施行規則第3条 現状: ・新型コロナウイルス拡大による影響で倒産する企業が増加しており、取引先の倒産時に事業資金を融通する経営セーフティ共済のニーズが高まっていく可能性がある。 ・経営セーフティ共済の申込書が紙ベースの書類であり、書類を団体または金融機関の窓口へ提出になっており、郵送が求められており、電子申請できない。 ・事前に掛付け引き落とし口座のある金融機関で、「掛金預金口座振替申請書」の確認印の押印が必要となっている。 規制緩和の要望: ・経営セーフティ共済共済の申込書、契約変更届出書の郵送・電子申請を認める。 ・「掛金預金口座振替申請書」、「一時貸付金貸付請求書」の確認印を不要とする。	経済産業省		8	書面・押印	押印を求めない業務の添付書類を簡素化 (印鑑証明書は不要)。	(2) IC hO 一部様式については、eメールでの送付を行う。また、委託団体の届出事項変更申請書等及び特例措置の掛金請求に影響のある申請書をeメールによる提出を認める。	新型コロナウイルス感染症に係る特例措置の手続きは押印を求めない。 当該特例措置の他、貸付業務における本人確認書類以外に契約者の押印を求めない。 口座振替設定が必要となる契約及び共済貸付以外の業務に関する金融機関による口座確認印は求めない。	aO 当該特例措置の手続きにおける登録取扱機関の押印は求めない。また、貸付業務における本人確認書類 (証拠としての担保価値があるため) 以外に契約者の押印を求めない。なお、口座振替設定が必要となる契約以外の業務に関する金融機関による口座確認印は求めない。
日商	25	「小規模企業共済」申込書における郵送やオンライン申請の許可 (日商補足) 「小規模企業共済」申込書における郵送や電子申請の許可 概況法: 小規模企業共済法施行規則第2条 現状: ・小規模企業共済の申込書が紙ベースの書類であり、書類を団体または金融機関の窓口へ提出になっており、郵送が求められており、電子申請できない。 ・事前に掛付け引き落とし口座のある金融機関で、「掛金預金口座振替申請書」の確認印の押印が必要となっている。 規制緩和の要望: ・小規模企業共済の申込書、契約変更届出書の郵送・電子申請を認める。 ・「掛金預金口座振替申請書」、「貸付金借入申込書」の確認印を不要とする。	経済産業省		9	書面・押印	押印を求めない業務の添付書類を簡素化 (印鑑証明書は不要)。	(2) IC hO 一部様式については、eメールでの送付を行う。また、委託団体の届出事項変更申請書等及び特例措置の掛金請求に影響のある申請書をeメールによる提出を認める。	新型コロナウイルス感染症に係る特例措置の手続きは押印を求めない (金銭消費貸借契約は除く)。 当該特例措置の他、共済金等の給付業務 (マイナンバー提出者除く) 及び融資業務における本人確認書類以外に契約者の押印を求めない。 口座振替設定が必要となる契約以外の業務に関する金融機関による口座確認印は求めない。	aO 金銭消費貸借契約は、証拠としての担保価値があるため、また、給付業務 (マイナンバー未提出者) は本人確認ができないため実印の押印を求める。これら以外の手続きにおいては押印を求めない。なお、口座振替設定が必要となる契約以外の業務に関する金融機関による口座確認印は求めない。
日商	29	保証協会付き融資を実施する際の、保証人面談のオンライン化の許可	経済産業省		10	書面・押印	民間の債行 保証協会付き融資を実施する際、保証協会が直接対面で保証人面談を実施することは一部のケース (保証利用が初めてのケース) を除いて原則生じない。なお、信用保証委託申込書については、一部の金融機関において電子入力ツールを導入済 (書面そのものは存在)。オンライン化については引き続き検討。		押印がなされない場合、信用保証委託契約の真正な成立が推定されない可能性が高くなり、訴訟等の場において証拠資料として取り扱われないこととなるおそれもあるため、現状では信用保証協会のみが押印を廃止する取扱いとする対応は困難。	
日商	8	テイクアウト商品の店頭販売時の道路使用許可の緩和	警察庁		1	その他	飲食店支援のための手続き等の見直し			

団体名	No	要望事項（タイトル）	個人・法人に対して 対面での対応 （持参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 ：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ：ネットでの講習の提供などで対応する。 ：電話や郵送によって対応する。 ：その他（簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	その他	再検討後 その他
日商	2	セーフティネット保証の認定申請の緩和 ・民間金融機関及び専門家の活用による申請の円滑化、オンライン化	一部の市区町村ではオンライン申請に向けた動きもみられる。一部の市区町村では郵送での受付を開始している。5月より取扱いを開始した新型コロナウイルス感染症対応資金では、金融機関による代理申請を原則としている。			経済産業省では、今回の新型コロナウイルス感染症への対応として、セーフティネット保証等の認定事務を担う市区町村に対して、真正性や意思確認が確保できる手段があれば、必ずしも書面であることや押印を必須としない運用に改善済み。また、既に原則郵送の申請とする自治体もあり、対面であることも要請していない。
日商	3	セーフティネット保証の認定申請の緩和 ・提出書類の簡素化（法人番号の活用等による履歴事項全部証明書、納税証明書の省略化）	一部の市区町村ではオンライン申請に向けた動きもみられる。一部の市区町村では郵送での受付を開始している。			経済産業省では、今回の新型コロナウイルス感染症への対応として、セーフティネット保証等の認定事務を担う市区町村に対して、真正性や意思確認が確保できる手段があれば、必ずしも書面であることや押印を必須としない運用に改善済み。また、既に原則郵送の申請とする自治体もあり、対面であることも要請していない。
日商	15	中小企業支援等 ・専門家派遣の運用改善、専門家によるオンライン窓口相談の推進			・「ミラサボ専門家派遣事業」においては、緊急事態宣言発出期間中、緊急措置として、電子的な方法により、専門家が中小企業者等を支援することを、一定の要件の下で本派遣事業とすることを認めている。 ・「よろず支援拠点」における専門家（コーディネーター）への相談については、通常時より、電話やメール等でも受け付けている。 ・「経営相談体制強化事業」では、中小企業診断士等によるオンライン相談窓口を設け、国が講じている施策の説明等の経営相談業務を実施する。	・「ミラサボ専門家派遣事業」においては、緊急事態宣言発出期間中、緊急措置として、電子的な方法により、専門家が中小企業者等を支援することを、一定の要件の下で本派遣事業とすることを認めている。 ・「よろず支援拠点」における専門家（コーディネーター）への相談については、通常時より、電話やメール等でも受け付けている。
日商	16	中小企業支援等 ・高工会議所のオンライン経営指導の制度化（都道府県の補助金要綱への明記）		a x b x c オンライン（テレワーク等）による経営改善普及事業を実施することは可能であり、経営相談においても非対面方式が推進されるよう、中小企業庁から事務連絡（令和2年4月30日付）を行っているところ。補助事業実施にかかる具体的な内容については、各都道府県にご確認いただきたい。	都道府県の補助金要綱に関する内容であるため、都道府県にご要望いただきたい。	
日商	17	特定原産地証明書のオンライン発給の早期実現	電話や郵送によって対応する。 （特定原産地証明書は全国26カ所の事務所でも書面にて発給し、窓口での手交も行っていたが、4月17日に窓口業務を停止し、全面的に郵送での交付に切り替えを実施済み。）	4 . c 現在、オンライン上で郵送による交付を選択できるので、対面の必要はありません。		
日商	22	中小企業の特許料金の一律半減制度における一括申請の導入			中小企業による審査請求料等の減免申請を一括化するためにはシステムの改修が必要となるため、緊急的な対応は困難。	
日商	24	「中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）」申込書における郵送やオンライン申請の許可 （日商保証） 「経営セーフティ共済」申込書における郵送や電子申請の許可 概観法：中小企業倒産防止共済法施行規則第3条 現状： ・新型コロナウイルス拡大による影響で倒産する企業が増加しており、取引先の倒産時に事業資金を融通する経営セーフティ共済のニーズが高まっていく可能性がある。 ・経営セーフティ共済の申込書が紙ベースの書類であり、書類を団体または金融機関の窓口へ提出になっており、郵送がめんどくさい。電子申請できない。 ・事前に掛付け引き落とし口座のある金融機関で、「掛金預金口座振替申請書」の確認印の押印が必要となっている。 規制緩和の要望： ・経営セーフティ共済共済の申込書、契約変更届出書の郵送・電子申請を認める。 ・「掛金預金口座振替申請書」、「貸付金借入申込書」の確認印を不要とする。	機構が取扱窓口となっている業務は郵送にて対応済。	e○ 一部様式の手入についてはオンライン対応している。		
日商	25	「小規模企業共済」申込書における郵送やオンライン申請の許可 （日商保証） 「小規模企業共済」申込書における郵送や電子申請の許可 概観法：小規模企業共済法施行規則第2条 現状： ・小規模企業共済の申込書が紙ベースの書類であり、書類を団体または金融機関の窓口へ提出になっており、郵送がめんどくさい。電子申請できない。 ・事前に掛付け引き落とし口座のある金融機関で、「掛金預金口座振替申請書」の確認印の押印が必要となっている。 規制緩和の要望： ・小規模企業共済の申込書、契約変更届出書の郵送・電子申請を認める。 ・「掛金預金口座振替申請書」、「貸付金借入申込書」の確認印を不要とする。	機構が取扱窓口となっている業務は郵送にて対応済。	e○ 一部様式の手入についてはオンライン対応している。		
日商	29	保証協会付き融資を実施する際の、保証人面談のオンライン化の許可	保証利用が初めてのケースを除き、保証協会が直接対面で保証人面談を実施することは原則生じない。多くのケースでは、保証協会が金融機関に保証意思確認を含む保証人面談をお願いしているのが実情であることから、金融機関にて実務的に対応できるかどうかによるところが大きい。	e○ 信用保証協会の利用が初めてのケースを除き、信用保証協会が直接対面で保証人面談を実施することは原則生じないが、保証人保護の観点から、社会的に要請されている対面での契約内容の確認や保証意思などの契約意思の確認を除き、保証人が記載した委託者との関係その他の記載事項の確認など特段対面を要しないものについては、保証協会と中小・小規模事業者間でオンラインで面談できる環境が整っていることを前提に非対面で面談を許可。		
日商	8	テイクアウト商品の店頭販売時の道路使用許可の緩和			道路交通法（昭和36年法律第105号）第77条第1項第3号に規定する行為に該当するかどうかは、当該場所の道路状況、人車の交通状況、出店行為により使用される道路空間の大きさ、出店行為の業態、道路を使用する時間の長短等を総合的に考慮して判断されるものであることから、当該行為に係る場所を管轄する警察署に、個別に御相談されたい。	

							1. 緊急的な対応の可否			
団体名	No	要望事項(タイトル)	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 : オンライン化を行う。 : eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 : 添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 : その他(簡潔にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	再検討後の回答	各種行政手続等の押印原則の撤廃関係 : 法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 : 法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 : その他(簡潔にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	再検討後の回答
日商	1	雇用調整助成金の申請窓口の混雑緩和、申請要件及び運用の更なる緩和と早期支給 ・申請受付体制の強化、手続き時間の短縮、オンライン化 ・生産指標要件および関連確認書類の撤廃等 ・概算前払い制度の導入、書類不備の場合の助成金受給後の是正の容認	厚生労働省	1	書面・押印	<申請受付体制の強化、手続き時間の短縮、オンライン化> 5/20よりオンライン申請受付開始予定。申請受付体制の強化、手続き時間の短縮をすするため、人員体制の強化を行うとともに、手続の簡素化を行った。 <生産指標要件および関連確認書類の撤廃等> 生産指標要件を大幅に緩和した。 <概算前払い制度の導入、書類不備の場合の助成金受給後の是正の容認> 概算前払い制度の導入及び書類不備の場合の助成金受給後の是正の容認については、適正受給の観点から対応困難だが、資金繰り日が到来して支払額を確定させていれば支払前の申請も可能とする予定。	<雇用調整助成金計画届出・支給申請> a b cxdx(今回の新型コロナウイルス感染症対策として、雇用調整助成金の支給申請はオンライン手続を実施しているため、その周知により利用促進を図る。なお、計画届の提出は簡素化のため撤廃済み。)	雇用調整助成金の記名押印欄についても、署名による申請も可能とする予定	a b-c-d- (原則として、押印無しでも受け付けることとする。)	
日商	5	雇用保険、就業規則、36協定に係る届出の負担軽減	厚生労働省	2	書面・押印	<36協定、就業規則> 36協定、就業規則について、電子申請での提出は可能となっている。 <雇用保険> オンライン化済み	<36協定、就業規則> a b cxdx 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、電子申請を利用するようリーフレットを作成し、経済団体に要請を行ったとともに、労働基準監督署等において引き続き周知していく。 (雇用保険) a b cxdx(雇用保険関係手続については、事業者が行う主要な手続は全てオンライン手続可能となっているため、その周知により利用促進を図る。)	<36協定、就業規則> 36協定、就業規則について、労働基準法施行規則第49条第2項、第59条の2第2項に基づき、記名押印に代えて、署名での提出は可能となっている。また、電子申請によれば、記名押印に代えて、電子署名での提出が可能となっている。 <雇用保険> 署名による申請も可能としている。	<36協定、就業規則> a-d x e 現行上も、電子申請によれば、押印に代えて、電子署名での提出が可能となっている。また、記名のみでの届出を認めてしまうと、36協定等は雇用関係において重要な労働条件を定める性質をもつ届出であるにもかかわらず、押印の手続を省略することで第三者等からの虚偽の届出が行われる懸念があり、ひいては労使間の合意の有無が確認できず、長時間労働による重大な健康障害や労働災害等が生じる可能性があるため。 f x 民間電子認証サービスでは、文書内容の真正性に疑義が生じる可能性があるため、現行どおり、電子署名法の電子署名を用いて提出してもらう。 <雇用保険> a-b c-d- (原則として、押印無しでも受け付けることとする。)	
日商	6	E C販売の際の「そうざい製造業」への転換に係る許認可手続き緩和	厚生労働省	3	その他	飲食店支援のための手続き等の見直し 営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府県等が行っている。	営業許可申請に関する申請は、法令上、書面による提出や押印を求めているものではないため、申請書をPDF等によって添付する形でのeメール等による書類提出を認める、また必ずしも押印を求めているものではない等、柔軟な取扱いを通知(周知)する。	営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府県等が行っている。	営業許可申請に関する申請は、法令上、書面による提出や押印を求めているものではないため、申請書をPDF等によって添付する形でのeメール等による書類提出を認める、また必ずしも押印を求めているものではない等、柔軟な取扱いを通知(周知)する。	
日商	10	介護ソフトの書式統一、紙ベースの「署名・捺印」「交付」等の見直し	厚生労働省	5	書面・押印	介護分野の規制緩和 既に対応済み(3月6日付事務連絡において、郵送・電子メール等への見直しを図るよう自治体に周知したところ)	〇() 3月6日付事務連絡において、郵送・電子メール等への見直しを図るよう自治体に周知したところ ()同事務連絡にて押印は原則不要である旨を周知したところ	既に対応済み(3月6日付事務連絡において、押印の見直しを図るよう自治体に周知したところ)	aO(), bcd該当なし ()3月6日付事務連絡において、押印は原則不要である旨を周知したところ	
日商	11	介護支援専門員の月1回のモニタリング訪問の見直し、遠隔面談・サービス担当者WEB会議の導入実現	厚生労働省	6	対面	介護分野の規制緩和				
日商	14	飲食店等の開業時における新規営業許可申請のオンライン化等	厚生労働省	7	書面・押印	創業・開業等 営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府県等が行っている。	営業許可申請に関する申請は、法令上、書面による提出や押印を求めているものではないため、申請書をPDF等によって添付する形でのeメール等による書類提出を認める、また必ずしも押印を求めているものではない等、柔軟な取扱いを通知(周知)する。	営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府県等が行っている。	営業許可申請に関する申請は、法令上、書面による提出や押印を求めているものではないため、申請書をPDF等によって添付する形でのeメール等による書類提出を認める、また必ずしも押印を求めているものではない等、柔軟な取扱いを通知(周知)する。	
日商	27	建設業における申請・届出のオンライン化	国土交通省	1	書面・押印		f: ・eメールでの提出を可能とする。 ・必要な書類が十分に整わない場合であっても、許可の更新の申請を受領することとし、許可の更新期限を迎える者が書類の不足を理由に許可が失効しないよう、柔軟な運用を行うこととする。(5/29付け課長通知で措置済み) g: 決算報告について、株主総会の承認などを受けていないものであっても、受け付けることとする等、柔軟に対応することとする。(5/29付け課長通知で措置済み) h: 許可行政庁から事業者へ送付する許可通知については、事業者が希望する場合は、eメールによる送付を認めることとする。		a: 5/22に貴会議より示された基準(2.押印原則の見直しの基準について)に従い、ガイドラインにおける様式を根拠として、押印を求めている手続については、押印を求めないこととする。 b: , c: 5/22に貴会議より示された基準(3.行政手続等の類型毎の対応方針 兼法)に従い、本人確認のために押印を求める必要性が比較的大きいと考えられる、新規の許可申請等でない手続(継続的な関係の中での手続である、更新申請や変更届出等)については、押印を求める意味合いが比較的小さいと考えられるため、押印を省略することを可能とする。	
日商	18	防火・防災管理者等に係る対面講習の廃止	総務省	2	対面					
日商	9	地方自治体へ提出する就業証明書(保育所の入園申し込み等)への押印の省略	内閣府 厚生労働省	1	書面・押印	内閣府・厚生労働省 内閣府で回答		法令上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を提出することとされており、押印は求めていない。さらに、5月19日には、市区町村に対し、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う状況を踏まえ、各市区町村の判断で押印を不要とすることが望ましい旨、事務連絡を発送した。	a 法令上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を提出することとされており、押印は求めていない。さらに、5月19日には、市区町村に対し、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う状況を踏まえ、各市区町村の判断で押印を不要とすることが望ましい旨、事務連絡を発送した。	
日商	12	法人設立の際の公証人役場における定款認証の廃止(存続の場合も手数料(5万円)の早期引き下げ)	法務省	1	その他	創業・開業等				

団体名	No	要望事項（タイトル）	個人・法人に対して 対面での対応 （持参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 ：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ：ネットでの講習の提供などで対応する。 ：電話や郵送によって対応する。 ：その他（簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	その他	再検討後 その他
日商	1	雇用調整助成金の申請窓口の混雑緩和、申請要件及び運用の更なる緩和と早期支給 ・申請受付体制の強化、手続き時間の短縮、オンライン化 ・生産指標要件および関連確認書類の撤廃等 ・概算前払い制度の導入、書類不備の場合の助成金受給後の是正の容認				
日商	5	雇用保険、就業規則、36協定に係る届出の負担軽減				
日商	6	E C販売の際の「そうざい製造業」への転換に係る許認可手続き緩和	営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府県等が行っている。	営業許可申請に関する申請は、法令上、書面による提出や押印を求めているものではないため、申請書をPDF等によって添付する形でのeメール等による書類提出を認める、また必ずしも押印を求めているものではない等、柔軟な取扱いを通知（周知）する。	飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業を営もうとする場合は、食品衛生法第52条等に基づき、都道府県知事（保健所設置市にあっては市長、特別区にあっては区長）から、許可を受けることが必要である。営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府県等が行っている。	
日商	10	介護ソフトの書式統一、紙ベースの「署名・捺印」「交付」等の見直し				
日商	11	介護支援専門員の月1回のモニタリング訪問の見直し、遠隔面談・サービス担当者WEB会議の導入実現	既に対応済（サービス担当者会議については2月28日付事務連絡において、モニタリングについては3月6日付事務連絡において柔軟な取扱いを認めているところ）	bO サービス担当者会議については2月28日付事務連絡において、モニタリングについては3月6日付事務連絡において柔軟な取扱いを認めているところ		
日商	14	飲食店等の開業時における新規営業許可申請のオンライン化等	営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府県等が行っている。	営業許可申請に関する申請は、法令上、書面による提出や押印を求めているものではないため、申請書をPDF等によって添付する形でのeメール等による書類提出を認める、また必ずしも押印を求めているものではない等、柔軟な取扱いを通知（周知）する。	飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業を営もうとする場合は、食品衛生法第52条等に基づき、都道府県知事（保健所設置市にあっては市長、特別区にあっては区長）から、許可を受けることが必要である。営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府県等が行っている。	
日商	27	建設業における申請・届出のオンライン化				
日商	18	防火・防災管理者等に係る対面講習の廃止	新型コロナウイルス感染症対策により講習を受けられなかった場合においても、消防法上の違反処理を行わない旨を通知済み。さらに、オンラインでの講習の提供などデジタル技術を活用する方法について検討する。	a x b O c x 新型コロナウイルス感染症対策により講習を受けられなかった場合においても、消防法上の違反処理を行わない旨を通知済み。さらに、オンラインでの講習の提供などデジタル技術を活用する方法について検討する。		
日商	9	地方自治体へ提出する就業証明書（保育所の入園申し込み等）への押印の省略				
日商	12	法人設立の際の公証人役場における定款認証の廃止（存続の場合も手数料（5万円）の早期引き下げ）			対応不要 定款認証については、既に、オンライン申請、電子署名、テレビ電話等の利用が可能であり、利用者は、公証役場に出頭せずに遠隔で手続を完了することができるため、コロナ感染防止のための緊急対応は不要である。	(1)a b x c x d x 定款認証については、既に、オンライン申請、電子署名、テレビ電話等の利用が可能であり、利用者は、公証役場に出頭せずに遠隔で手続を完了することができるが、本年5月11日施行の省令改正により、必要な添付書類が全てオンラインで指定公証人に提供されている場合に加え、必要な添付書類があらかじめ指定公証人に郵送されている場合など、指定公証人が相当と認めるときに、テレビ電話等の利用がより広く可能とされたところであり、この取組について、更なる周知を行ってまいりたい。

							1. 緊急的な対応の可否			
団体名	No	要望事項 (タイトル)	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 : オンライン化を行う。 : eメール (PDF等で添付) による提出を認める。 : 添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 : その他 (簡潔にご記入ください。) : 対応困難 (その理由及び代替手段をご記入ください。)	再検討後の回答	各種行政手続等の押印廃止の撤廃関係 : 法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 : 法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 : その他 (簡潔にご記入ください。) : 対応困難 (その理由及び代替手段をご記入ください。)	再検討後の回答
日商	13	第三者の個人保証の際の公証人役場での対面手続きの見直し	法務省		2 対面	創業・開業等				
日商	23	学校の購買の見積書・請求書・領収書への押印の省略、ネット販売品の見積書の省略	文部科学省		1 書面・押印		それぞれの学校の実情に応じて適宜ご対応いただくことになる。	内閣府の要請にもとづき、各学校の実情に応じてオンライン対応を検討するよう周知する。 仮に地方公共団体により義務付けられている場合は、総務省から告示する国の基本的対応方針に従い、それぞれの地域の実情に応じて適宜ご対応いただくことになる。 また、企業から国立大学法人、公立大学法人、学校法人に対して提出される書面申請の要否については、国による定めはなく、各大学の規程や契約の趣旨に沿って従って対応しているところです。昨年改正されたデジタル手続法を踏まえ、各国立大学法人、公立大学法人、学校法人において各種手続のオンライン化が推進されるよう、周知等を通じて促してまいります。	それぞれの学校の実情に応じて適宜ご対応いただくことになる。	内閣府の要請にもとづき、各学校の実情に応じてオンライン対応を検討するよう周知する。 仮に地方公共団体により義務付けられている場合は、総務省から告示する国の基本的対応方針に従い、それぞれの地域の実情に応じて適宜ご対応いただくことになる。 また、企業から国立大学法人、公立大学法人、学校法人に対して提出される書類への押印の要否については、国による定めはなく、各大学の規程や契約の趣旨に沿って対応しているところです。昨年改正されたデジタル手続法を踏まえ、各国立大学法人、公立大学法人、学校法人において各種手続のオンライン化が推進されるよう、周知等を通じて促してまいります。

団体名	No	要望事項（タイトル）	個人・法人に対して 対面での対応 （持参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 ：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ：ネットでの講習の提供などで対応する。 ：電話や郵送によって対応する。 ：その他（簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	その他	再検討後 その他
日商	13	第三者の個人保証の際の公証人役場での対面手続きの見直し	<p>対応困難</p> <p>民法第465条の6第1項は、公的機関である公証人による公正証書の作成手続を繰ることによって、保証人になろうとする者（保証予定者）の保証意思を事前に確認することとし、安易な保証契約に伴う生活の破綻などの事態を防ごうとしたものである。</p> <p>保証意思説明公正証書の作成に当たっては、公証人は、直接保証予定者に保証意思を確認すること、公証人が保証予定者の口授を筆記し、これを読み聞かせ又は聞かせさせること、保証予定者及び公証人が公正証書に署名・押印することとされているところ、現行法令上、囑託人が公証役場に出頭せずこれらの手続を実施して公正証書を作成することはできない。</p> <p>また、公証人による意思確認に当たっては、保証予定者が任意の口授ができるよう債権者や主債務者が同席しないことが望ましく、また、基本的な事柄を安易に資料に基づかず口授することができるかなどを確認することが必要になるが、電話やオンライン会議では同席者の有無や囑託人が資料を参照しているかどうかなどを確認することが困難となり、保証意思確認の趣旨が達成できないおそれもある。このような観点からも、電話等での対応は相当とはいえない。</p>	<p>(3) a x , b x , c x</p> <p>d 左記のとおり、現行法令上、囑託人が公証役場に出頭せず所定の手続を実施して公正証書を作成することはできない。また、左記のとおり、公証人による保証予定者の意思確認の観点からも、電話やオンライン会議での対応は相当とはいえない。</p>		
日商	23	学校の購買の見積書・請求書・領収書への押印の省略、ネット販売品の見積書の省略				